

議案第 73 号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例（平成 12 年つくば市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 中「、第 14 条（階段に係る部分を除く。）」を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 19 条第 3 項中「を第 14 条第 2 号に掲げる仕上げと」を「の仕上げを準不燃材料で」に改め、同条第 4 項中「除く」を「除き、天井のない場合にあっては、屋根とする」に、「第 14 条第 2 号に掲げる仕上げとした」を「準不燃材料で仕上げた」に改める。

第 28 条中「令第 129 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロに掲げる基準」を「1 時間準耐火基準」に改める。

第 29 条第 1 項中「第 112 条第 14 項第 1 号」を「第 112 条第 18 項第 1 号」に改める。

第 49 条第 1 項中「第 112 条第 14 項第 2 号」を「第 112 条第 18 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 112 条第 13 項第 2 号」を「第 112 条第 18 項第 2 号」に改める。

第 50 条第 1 項中「第 112 条第 13 項第 1 号」を「第 112 条第 18 項第 1 号」に改める。

第 51 条中「第 112 条第 13 項第 1 号」を「第 112 条第 18 項第 1 号」に改め、同条ただし書中「第 112 条第 9 項本文」を「第 112 条第 10 項本文」に改める。

第 52 条第 1 項第 1 号中「第 112 条第 13 項第 2 号」を「第 112 条第 18 項第 2 号」に改める。

第 54 条の 2 中「第 112 条第 14 項」を「第 112 条第 19 項」に、「同条第 15 項」を「同条第 20 項」に改める。

第 60 条中「排出される水（」の次に「水質汚濁防止法第 2 条第 6 項、」を、「第 11 条の 3 第 2 項」の次に「及び第 21 条の 2 第 1 項並びに茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 9 号）第 35 条第 3 項」を加え、「同条例」を「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 60 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第7条の3 （略） （階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外） 第7条の4 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第13条第1項_____、第21条、第42条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出口に係る部分を除く。）、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号並びに第49条の規定は、適用しない。 （全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外） 第7条の5 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第13条第1項_____、第21条、第24条第4号、第42条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号、第49条並びに第52条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 第8条—第13条 （略） <u>第14条 削除</u>	第1条—第7条の3 （略） （階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外） 第7条の4 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第13条第1項、<u>第14条（階段に係る部分を除く。）</u>、第21条、第42条第1項第3号及び第4号（興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出口に係る部分を除く。）、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号並びに第49条の規定は、適用しない。 （全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外） 第7条の5 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第13条第1項、<u>第14条（階段に係る部分を除く。）</u>、第21条、第24条第4号、第42条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第44条第1項並びに第2項第1号、第2号及び第5号、第49条並びに第52条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 第8条—第13条 （略） <u>（内装の制限）</u> <u>第14条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する建築物（階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）においては、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第1号に掲げる仕上げとし、かつ、その居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天</u>

第15条—第18条 (略)

(木造共同住宅の構造)

第19条 (略)

2 (略)

3 木造共同住宅は、階下の天井（回り縁その他これに類するものを除く。）及び階段裏の仕上げを準不燃材料で _____ しなければならない。

4 木造共同住宅の天井（回り縁その他これに類するものを除き、天井のない場合にあっては、屋根とする。）及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を準不燃材料で仕上げた _____ 場合には、第1項中「8以下」とあるのは「12以下」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

第20条—第27条 (略)

(自動車車庫等の用途に供する部分の構造)

第28条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合は、当該部分の主要構造部を 1時間準耐火基準

井の室内に面する部分の仕上げを第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

(1) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア 難燃材料でしたもの

イ 令第128条の5第4項第2号の規定に基づき難燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア 準不燃材料でしたもの

イ 令第128条の5第1項第2号ロの規定に基づき準不燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

第15条—第18条 (略)

(木造共同住宅の構造)

第19条 (略)

2 (略)

3 木造共同住宅は、階下の天井（回り縁その他これに類するものを除く。）及び階段裏を第14条第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

4 木造共同住宅の天井（回り縁その他これに類するものを除く _____。）及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を第14条第2号に掲げる仕上げとした場合には、第1項中「8以下」とあるのは「12以下」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

第20条—第27条 (略)

(自動車車庫等の用途に供する部分の構造)

第28条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合は、当該部分の主要構造部を 令第129条の2の3第1項

_____に適合する準耐火構造としなければならない。

(1)・(2) (略)

(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)

第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物は、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2 (略)

第30条—第48条 (略)

(客席部と舞台部との区画)

第49条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等においては、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等においては、第1項の開口部に設けるべき設備は、特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められるものとする。

(舞台部の各室の区画避難)

第50条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(1)・(2) (略)

(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)

第29条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物は、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第14項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2 (略)

第30条—第48条 (略)

(客席部と舞台部との区画)

第49条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等においては、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等においては、第1項の開口部に設けるべき設備は、特定防火設備で令第112条第13項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められるものとする。

(舞台部の各室の区画避難)

第50条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第13項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2・3 (略)

(映写室)

第51条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床又は壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第10項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第52条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を有する建築物は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物とし、かつ、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第53条・第54条 (略)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第54条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁（外壁を除く。以下同じ。）を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合においては、当該床又は壁を令第112条第19項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第20項の規定を適用する。

第55条—第59条 (略)

2・3 (略)

(映写室)

第51条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床又は壁）又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第13項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第9項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第52条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を有する建築物は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物とし、かつ、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第13項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第53条・第54条 (略)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第54条の2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁（外壁を除く。以下同じ。）を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合においては、当該床又は壁を令第112条第14項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第15項の規定を適用する。

第55条—第59条 (略)

第61条 (以下略)

第61条 (以下略)